

あま市障がい者計画並びに
あま市障がい福祉計画及びあま市障がい児福祉計画

(骨子案)

令和5年9月

あま市

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

あま市では、平成30年3月に「第2次あま市障がい者計画」（平成30年度～令和5年度）を、令和3年3月には「第6期あま市障がい福祉計画及び第2期あま市障がい児福祉計画」（令和3年度～令和5年度）」を策定し、計画的な障がい者施策の推進を図ってきました。

国では障がいのある方の地域生活への移行や、一般就労に移行する人数が増加していることを踏まえ、自立生活援助や就労定着支援といった新たな障がい福祉サービスの創設、高齢の障がいのある人の介護保険サービスの円滑な利用の支援、医療的ケアを必要とする障がい児等、障がい児支援のニーズへの多様化へのきめ細かな対応等を内容とする障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律が平成28年5月に成立し平成30年度から施行されました。

令和3年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年制定、平成28年4月施行）」が改正・公布され、民間事業者による合理的配慮の提供の義務化などが新たに規定されました。令和6年4月からは国および地方公共団体だけではなく、民間事業者も合理的配慮の提供が義務化されます。

令和3年9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児及びその家族が適切な支援を受けられるよう基本理念が定められるとともに、国や地方公共団体の責務が明らかにされました。

こうした中、本市では令和5年度に「第2次あま市障がい者計画」の期間が終了となることから、これまでの計画の進捗状況及び数値目標の達成状況を検証し国の基本指針や愛知県のあいち健康福祉ビジョン2020・第7期愛知県障害福祉計画、近年行われた制度改正等を踏まえ、本計画を策定するものです。

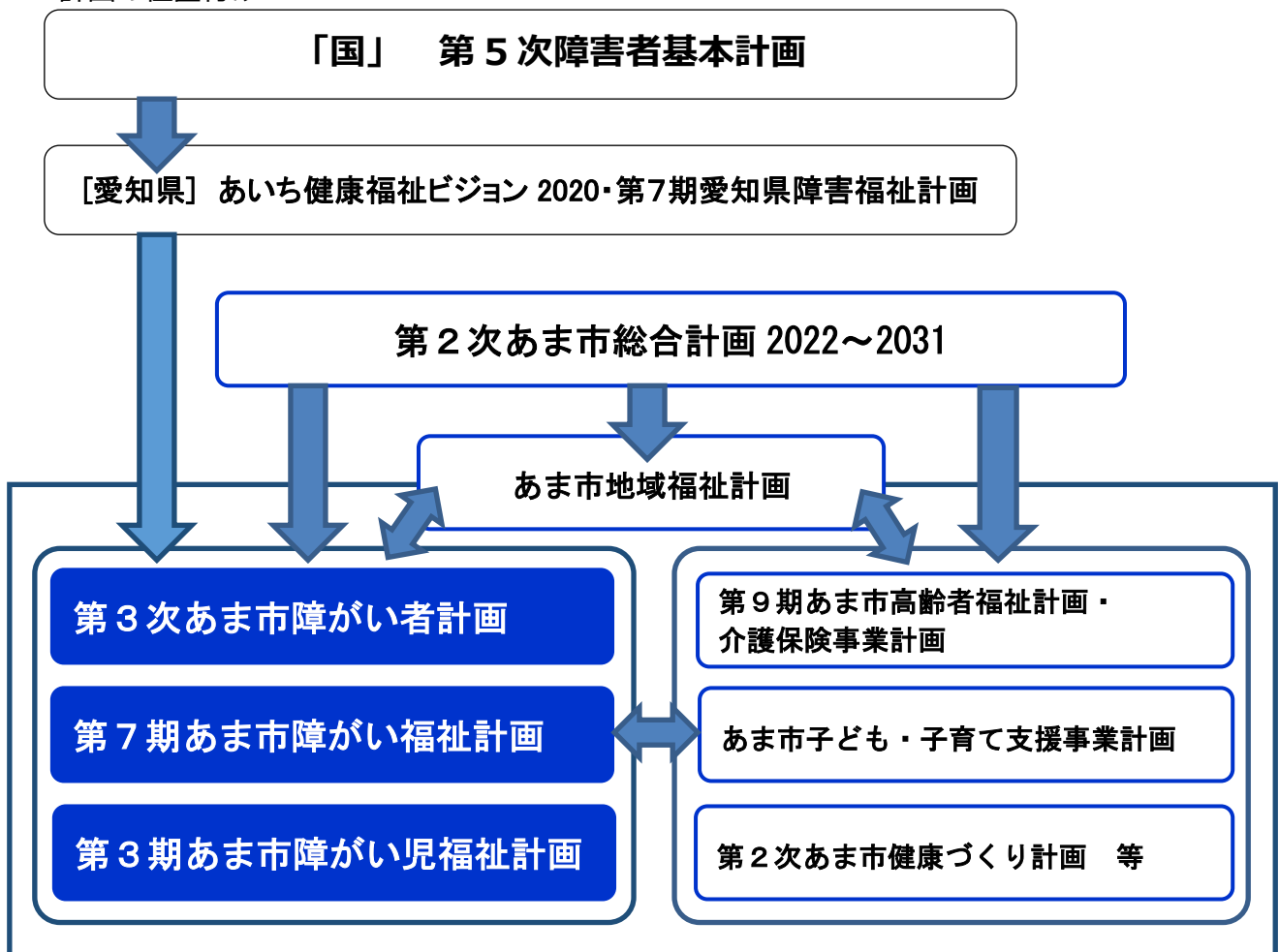
■ 根拠法令・計画の性格

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法第11条第3項 (平成23年8月5日一部改正)	障害者総合支援法第88条 (平成25年4月1日施行)	児童福祉法第33条の20 (平成30年4月1日施行)
性 格	障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画	障害福祉サービス等の量と提供体制を確保するための計画	障がい児支援の提供体制を確保するための計画

2 計画の位置付け

第3次あま市障がい者計画並びに第7期あま市障がい福祉計画及び第3期あま市障がい児福祉計画は、国の「第5次障害者基本計画」及び「あいち健康福祉ビジョン2020」「第7期愛知県障害福祉計画」等と整合性を図りながら、「第2次あま市総合計画2022～2031」における「障がいのある人が安心して生活できるようにする」とした施策の方向に沿って、障がい施策分野に関する個別計画と位置付けるとともに、「あま市地域福祉計画」、「第9期あま市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「あま市子ども・子育て支援事業計画」等と調和した計画として策定するものです。

■計画の位置付け



3 計画の期間

第3次あま市障がい者計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

第7期あま市障がい福祉計画及び第3期あま市障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間、その後中間見直しを行い、第8期あま市障がい福祉計画及び第4期あま市障がい児福祉計画は、令和9年度から令和11年度までの3年間とします。

また、計画期間中に大幅な制度改正や社会情勢の変化があった場合には、必要に応じて本計画内容の見直しを行うこととします。

【計画の期間】

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2次障がい者計画			第3次障がい者計画					
		見直し						見直し
第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画			第8期障がい福祉計画		
		見直し		中間見直し				見直し
第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画			第4期障がい児福祉計画		
		見直し		中間見直し				見直し

4 計画の策定体制

(1) あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会

障がい者等の団体や医療・福祉等の各分野の代表からなる「あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会」において協議しました。

(2) アンケート調査の実施

障がい当事者アンケート調査

身体障害者手帳、療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳所持者または障害福祉サービス受給者証もしくは地域生活支援事業受給者証所持者計4,634人より2,000人を無作為抽出

サービス提供事業所アンケート調査

あま市内に所在地のある障がい福祉サービス事業所及び地域生活支援事業所並びにあま市民が入所する入所施設等109か所

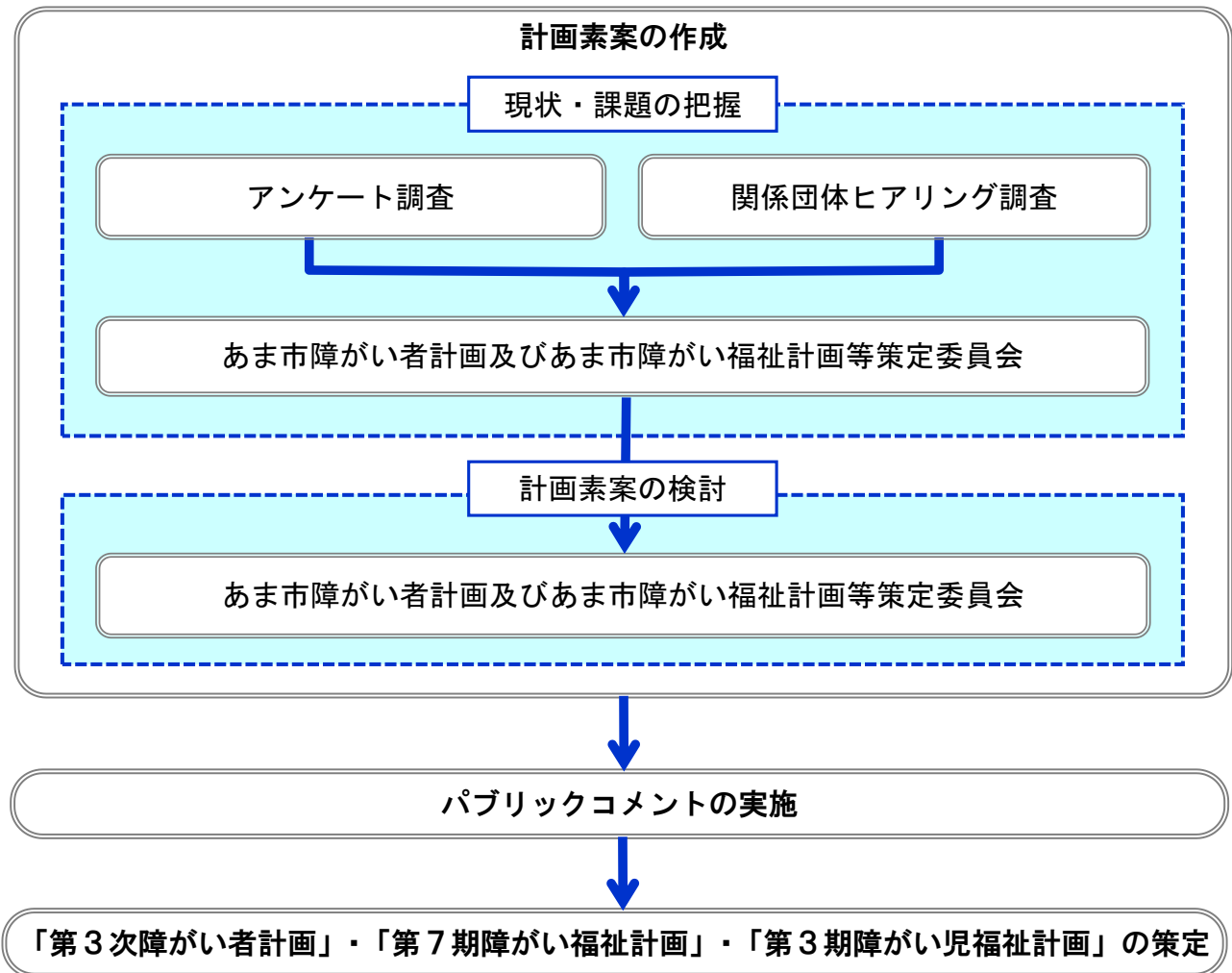
(3) 関係団体ヒアリング調査

障がい者団体等を対象に、サービス利用上の課題等についてヒアリングを行いました。

(4) パブリックコメント

市民の意見を聴取するため、パブリックコメントを実施しました。

■計画策定の流れ

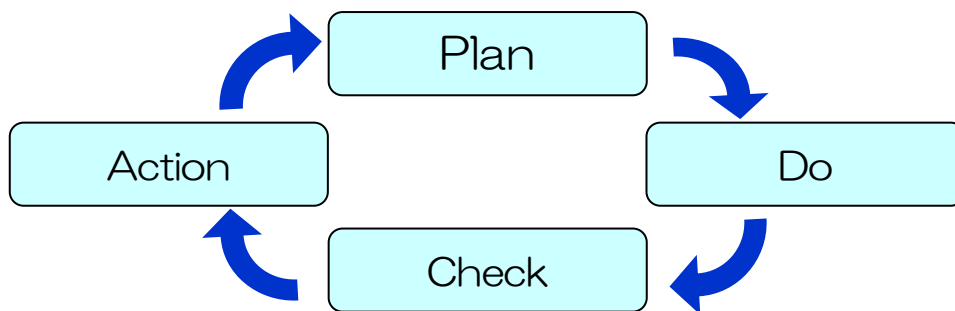


5 計画の進行管理

「第3次あま市障がい者計画」に掲げた各施策の取組実績並びに「第7・8期あま市障がい福祉計画」に掲げた障害福祉サービスや地域生活支援事業等の実績値等及び「第3・4期あま市障がい児福祉計画」に掲げた障がい児支援の実績値等について、調査・分析を行い、その結果を「あま市・大治町障がい者支援協議会」に報告し、意見聴取をするものとします。

■計画の進行管理

計画 (Plan)	障がい者計画並びに障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定 (目標設定)
実行 (Do)	計画に基づき施策・事業の実行
評価 (Check)	あま市による調査・分析 あま市・大治町障がい者支援協議会への報告
改善 (Action)	あま市・大治町障がい者支援協議会からの意見等に基づき、計画の 目標・活動等を見直し、実施



あま市・大治町障がい者支援協議会

専門部会

相談支援部会

「協議事項」
●相談支援事業の育成・援助に関する
こと。
●地域の社会資源に関する
こと

◆相談支援事業
所交流会

こども支援部会

「協議事項」
●障がい又は発達障害のある児童の
支援に関する
こと
●医療的ケア児の支援に関する
こと

◆児発・放デイ
事業所交流会

就労支援部会

「協議事項」
●障がい者の就労支援に関する
こと
●障がい者の日中活動支援に関する
こと

◆就労支援事業
所交流会

生活支援部会

「協議事項」
●障がい者の日常生活の支援に関する
こと
●障がい者の権利擁護に関する
こと

◆グループホーム
交流会

6 障がい福祉に関する法律・制度等の動向

■障がい福祉に関する主な動向

	障害者基本計画	障害福祉計画
障がい福祉に関する動向	<p>障害者基本法の改正（平成 23 年 8 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○目的と理念の改正・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・基本的人権の尊重 ・障がい者・障がいの定義の見直し ・地域における共生社会の実現 ○差別の禁止 ○個別分野の追加と既存分野の強化 <p>【新設】療育、防災及び防犯、消費者としての障がい者の保護、選挙等における配慮等</p> <p>第5次障害者基本計画（令和4年12月） 期間：令和5年度～令和9年度</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 2. 安全・安心な生活環境の整備 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 4. 防災、防犯等の推進 5. 行政等における配慮の充実 6. 保健・医療の推進 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 8. 教育の振興 9. 雇用・就業、経済的自立の支援 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 11. 国際社会での協力・連携の推進 	<p>障害者総合支援法の施行（平成 25 年 4 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障がい者の定義に難病患者を追加 ○重度訪問介護の対象に知的・精神障がいにより行動障害のある人を追加 ○共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化 ○障害程度区分を障害支援区分に見直し <p>障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成 28 年 6 月公布・平成 30 年 4 月施行）</p> <p>障害者総合支援法の一部改正（令和4年12月10日成立、同月16日交付）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障がい者等の地域生活の支援体制の充実 ○障がい者の多様なニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進 ○精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備 ○難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化 ○障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等
	障がい福祉全般	
	<p>障害者虐待防止法の施行（平成 24 年 10 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者虐待の防止と虐待防止の早期発見・対応と再発防止等の取組を規定 <p>障害者差別解消法の改正（令和3年6月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国や地方公共団体だけでなく、これまで努力義務とされていた民間事業者も令和6年4月より合理的配慮の提供が義務化 <p>「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行（令和3年9月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療的ケア児及びその家族が適切な支援を受けられるよう基本理念が定められるとともに、国や地方公共団体が支援に係る施策を実施する責務を規定 	

■計画の基本的な考え方

1. あま市障がい者計画の基本理念

障害者基本法の基本的な考え方である「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを第一に、本市においても、「障がいのある人もない人も、お互いに尊重し、支えあう共生社会の実現」を基本理念とし、障がい福祉施策を推進してきました。

また、本市では令和4年3月に第2次あま市総合計画を策定し、「ともに想い ともに創る ずっと大好きなまち“あま”」を目指すべき市の将来像として様々な施策を推進しております。

これらを踏まえ、第3次あま市障がい者計画では「障がいのある人もない人も、ともに想い、支えあうまち“あま”」を基本理念とし、障がい福祉施策の一層の充実に取り組んでいきます。

基 本 理 念

**障がいのある人もない人も、
ともに想い、支えあうまち “あま”**

障がい者計画の体系

「障がいのある人もない人も、ともに想い、支えあうまち“あま”」という基本理念のもと、3つの基本目標と11の分野別施策を定め総合的かつ計画的に推進します。

基本理念

基本目標

施策の大綱

障がいのある人もない人も、
ともに想い、支えあうまち “あま”

Ⅰ 障がいのある人の
権利とコミュニケーションが尊重されるまち

Ⅱ 障がいのある人が
健康に自分らしく生活
できるまち

Ⅲ 障がいのある人が
生きがいを持って社会
と関わりあうことが
できるまち

- 1 相談支援
- 2 権利擁護
- 3 コミュニケーション

- 1 健康
- 2 児童
- 3 教育
- 4 暮らし
- 5 防災・防犯

- 1 社会参加
- 2 就労支援
- 3 社会資源

2. あま市障がい福祉計画の基本方針

あま市障がい福祉計画は、国が示す障害福祉計画の基本指針を踏まえ、次の各論に配慮して策定します。

- 1 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 福祉施設から一般就労への移行
- 4 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- 5 発達障がい者等の一層の充実
- 6 地域における相談支援体制の充実強化
- 7 障がい者等に対する虐待の防止
- 8 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 9 障害福祉サービスの質の確保
- 10 障がい福祉人材の確保・定着
- 11 よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- 12 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 13 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- 14 地方分権提案に対する対応

章	内 容	説 明
第1章	計画策定にあたって	計画策定の趣旨、計画の位置付け、計画期間、法律・制度の動向等
第2章	障がいのある人を取り巻く現状	人口の推移、障害者手帳所持者数の状況、第6期障がい福祉計画等の計画値と実績値 等
第3章	計画の進捗状況	第2次障がい者計画の進捗状況(事業の達成状況) 第6期障がい福祉計画の進捗状況 第2期障がい児福祉計画の進捗状況
第4章	第3次あま市障がい者計画	基本理念と基本目標、施策体系、分野別施策
第5章	第7期・8期あま市障がい者福祉計画	計画の位置付け、計画期間、目標の設定、サービス見込み量、進行管理
第6章	第3期・4期あま市障がい児福祉計画	計画の位置付け、計画期間、目標の設定、サービス見込み量、進行管理
第7章	障がいのある人の意識とニーズ	アンケート調査結果 団体ヒアリング調査結果
第8章	資料編	計画の要綱、策定委員会開催状況等